

## 保存樹について

### ○ 保存樹の現状

市民に親しまれている樹木又は樹木の集団を「京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例（平成7年3月施行，平成17年4月改定）」に基づき，指定している。

指定は，平成13年度から17年度にかけて，41件（47本）を行ったが，その後，8件（9本）を枯死等により指定解除したため，現在の保存樹は33件（38本）である。（別紙2，別紙3参照）

### ○ 保存樹の指定基準

京都市都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則

（平成7年3月29日施行）から抜粋

(1) 樹木については，その規模が次のいずれかに該当していること。

ア 1.2メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。

イ 高さが15メートル以上であること。

ウ 樹冠の最小幅が3メートル以上であること。

(2) 樹木の集団については，その規模が次のいずれかに該当していること。

ア 生け垣を構成している樹木の集団にあつては，当該生け垣の長さが20メートル以上であること。

イ アに該当しない樹木の集団にあつては，その存する土地の面積が500平方メートル以上であること。

(3) 樹容が，美観上優れており，周辺の町並みの景観と調和し，かつ，次のいずれかに該当していること。

ア 当該樹木の固有の形状を保っていること。

イ 剪定等により良好な形状を保っていること。

※ 国・地方公共団体指定の天然記念物に指定等されているもの，都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律による保存樹，保存樹林に指定されているもの，国，地方公共団体所有・管理するものは指定できない。

### ○ 保存樹に対する京都市からの支援について

(1) 保存樹の落枝，倒木により，第三者に被害を及ぼした場合に保障を行う，損害賠償保険への加入

(2) 樹勢回復や危険防止を図るための費用に対する助成（樹勢回復等に要する費用の1/2 ただし30万円を限度）

(3) 指定後の樹木の健康状態を経年的に把握し，保存樹の維持に当たっての参考とするため，樹木医による定期診断を実施

### ○ 今後の取組

(1) 平成11，12年度に，市民からの意見を基に指定した「区民の誇りの木」などから候補木を選定し，新たに指定する。

(2) 候補木は，都市計画局とも連携のうえ選定する。

(3) 第8回審議会（H30.6.26）の「保存樹の新たな指定に向けた選定基準」に基づき指定していく。